鹿屋市告示第 419 号

鹿屋市史編さん委員会等設置要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　9　月　14　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　9　月　14　日　　決　裁

鹿屋市史編さん委員会等設置要綱

（趣旨）

第１条　本市の歴史的･文化的位置を学術的に整理し､市民の郷土愛の醸成を図り、地域の歴史を後世に継承する鹿屋市史（以下「市史」という。）の編さんの円滑な推進を図るため、鹿屋市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、意見等を述べるものとする。

(1) 市史編さん基本方針に関する事項

(2) 市史の編集及び刊行に関する事項

(3) その他市史編さんに関する事項

（参加者）

第３条　委員会の委員は、市長及び教育長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命するものとする。

(1) 学識経験者

(2) 地域住民の代表者

(3) 市の職員

(4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、当該市史編さん事業が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は市長を、副委員長は教育長をもって充てる。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な関係資料の提出を求めることができる。

（編集委員会）

第７条　委員会に、市史に関する編集作業を時代別及び分野別に行うため、編集委員会を置く。

２　編集委員会の委員（以下「編集委員」という。）は、第３条第１号に掲げる者及び市史編さんに関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

３　第４条の規定は、編集委員の任期について準用する。

４　編集委員会に委員長（以下「編集委員長」という。）を置き、編集委員の互選によってこれを定める。

５　編集委員長に事故があるとき、又は編集委員長が欠けたときは、あらかじめ編集委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

６　前条の規定は、編集委員会について準用する。この場合において、前条第１項中「委員会」とあるのは「編集委員会」と、前条第１項、第３項及び第５項中「委員長」とあるのは「編集委員長」と、前条第２項、第４項及び第５項中「委員」とあるのは「編集委員」と読み替えるものとする。

（専門部会）

第８条　編集委員会に市史各編の資料収集、調査及び執筆業務を推進するため、市史の構成分野別の専門部会を置く。

２　専門部会の委員（以下「部会委員」）は、編集委員及び市史編さんに関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

３　専門部会に部会長を置き、編集委員をもって充てる。

４　第４条の規定は、部会委員の任期について準用する。

（行政機関の協力義務）

第９条　市の各行政機関は、市史編さんに必要な資料の提供及び協力をしなければならない。

（守秘義務）

第10条　委員会、編集委員会、専門部会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第11条　委員会、編集委員会、専門部会の庶務は、総合政策部総合政策課市史編纂準備室において処理する。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年９月14日から施行する。